
避難所解錠手段の 多重化事業の手引き

平成 29 年 7 月
市原市 総務部 危機管理課

<< 目 次 >>

1. はじめに	1	参
2. 避難所解錠手段の多重化事業 における関係者の役割	1	
3. 事業の流れ	2	
4. 解錠の基準について	3	
5. 解錠時の流れについて	3	
・避難所施設安全チェックリスト	4	
6. 災害情報の入手について	5	
7. 鍵の管理について	6	
8. こんな時は	7	
(1) 鍵の保管場所が変わった時	7	
(2) 解錠協力町会を続けることが できなくなったとき	7	
(3) 解錠用の合鍵が変わったとき	8	
(4) 鍵を紛失したとき	8	
9. 様式集	9	
10. 参考資料	16	
・避難所解錠基準	17	
・避難所（小中学校体育館） の鍵解錠に関する覚書	18	
・避難所（閉校施設体育館 （経済部所管））の鍵解錠 に関する覚書	26	

1. はじめに

大規模災害が夜間や休日に発生した場合、市が指定している小中学校の避難所開設については、市の責任において、市職員による解錠を原則としていることから、事前に各学校体育館の合鍵を作成し、その保管を「危機管理課」、現地災害対策本部となる「各支所」、避難所の担当である「財政部」で行い、学校職員の到着を待たずに、避難所の開設が速やかに行える体制を整えています。

しかしながら、災害の発生が夜間の場合や、市職員が被災した場合などは、避難所に市職員が速やかに参集できない状況も想定されます。

このため、避難所に指定されている小中学校体育館の鍵を地域（学校に近接する町会）にも保管していただき、市と地域で解錠手段の多重化を図ることで、市職員が速やかに参集できない場合でも、地域の解錠による迅速な避難所開設体制を構築する「避難所解錠手段の多重化事業」を実施することとしました。

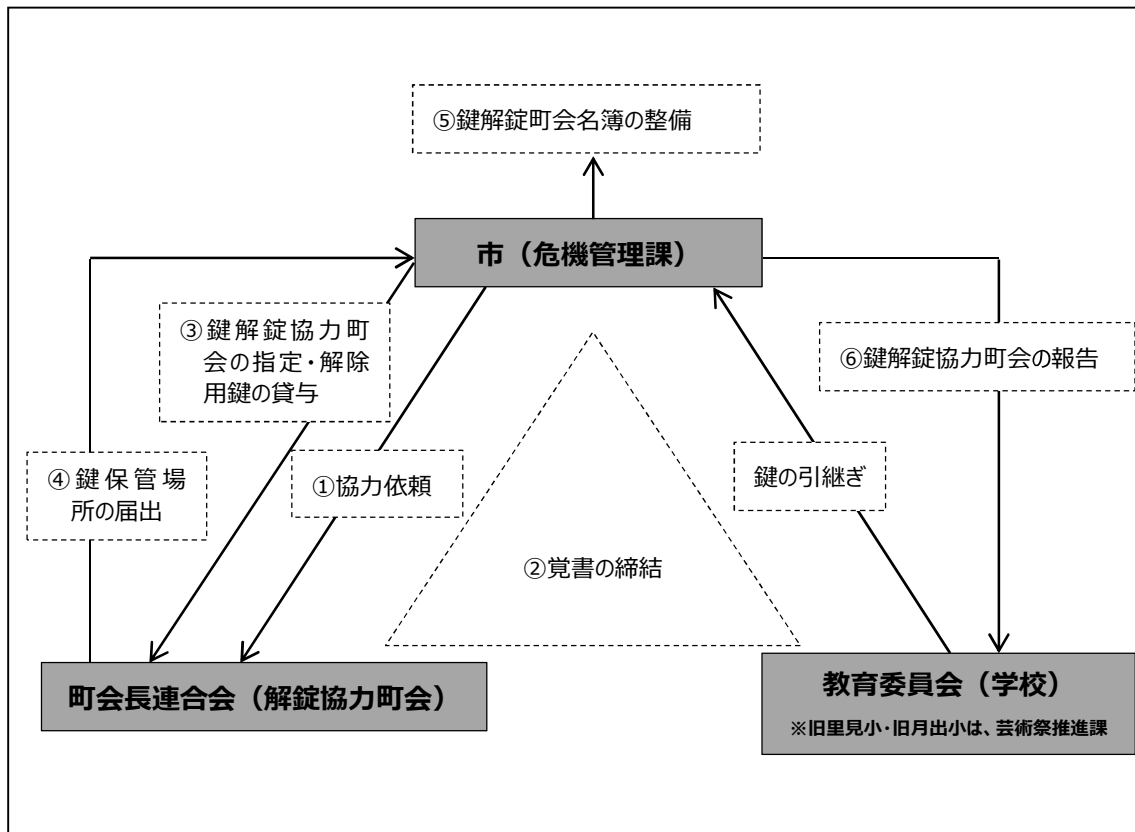
この事業は、町会の避難行動にあわせた行動として、この手引きで定める避難所解錠基準に基づき担当避難所を解錠するほか、後から避難してきた人を誘導するなどのご協力をお願いするものです。

この手引きは、市と町会及び学校が共有し、事業を円滑に実施することを目的に作成しましたので、地域の共助による防災対策が推進されるよう、ご協力をお願いします。

2. 避難所解錠手段の多重化事業における関係者の役割

市	・取り組みの円滑実施のための調整（手引き等作成） ・覚書の締結 ・鍵の複製 ・鍵解錠協力町会名簿の作成 ・町会等への解錠鍵の貸与
町会長連合会	・覚書の締結 ・鍵の解錠協力町会の選定、とりまとめ
解錠協力町会	・市との連絡 ・鍵保管場所の届出 ・担当避難所との良好な関係づくり ・鍵の適切な管理 ・災害発生時における避難所解錠基準確認、避難所の解錠や避難者の誘導など
教育委員会	・覚書の締結
学校 （閉校施設は所管課※）	・町会との良好な関係づくり ・解錠協力町会との事前打合せの実施 ・鍵を変更する際の市（危機管理課）への連絡 ※教育施設課が所管する閉校施設：旧富山小、旧高滝小、旧白鳥小、旧平三小、旧市東第二小 ※芸術祭推進課が所管する閉校施設：旧里見小、旧月出小

3. 事業の流れ



①市から町会長連合会に事業実施についての協力依頼をします。

※解錠協力町会の選定は、できるだけ学校に近い町会になるように依頼します。

※学校施設の安全管理に支障の無いよう実施するため、地域に保管していただく鍵の数量は、基本的に1避難所あたり2組～3組を目安に解錠協力町会を選定します。（なお、既に貸与を受けている町会は、そのまま解錠協力町会に選定されます。）

②市、町会長連合会、教育委員会の3者で覚書を締結します。上記①で選定された解錠協力町会は、覚書に解錠協力町会として位置付けられます。

※経済部芸術祭推進課が所管する旧里見小学校・旧月出小学校は、市、町会長連合会の2者で覚書を締結します。

※覚書の締結に先立ち、解錠協力町会は、「解錠協力町会の指定を受けること」及び「覚書に基づく責任を負うこと」についての同意書を町会長連合会に提出します。

③解錠協力町会に解除用の鍵を貸与します。

④解錠協力町会は、町会の中で鍵の保管場所を決めていただき、市に鍵の保管場所を届け出ます。

⑤市で鍵の保管場所を把握し名簿を作成します。

⑥顔合わせや事前の打合せ等が必要となるため、学校に対して、解錠協力町会と鍵の保管場所などをお知らせします。

4. 解錠の基準について

解錠の基準については、P17「避難所解錠基準」に整理しておりますので、そちらをご確認ください。

5. 解錠時の流れについて

「平常時は鍵を適正に保管すること」と、「いざと言う時は自分の安全を第一に考えて絶対に無理をしないこと」を特に注意してください。

①平常時は、貸与された解錠用の鍵を適正に管理

災害発生！

②まずは自分の身を守る！その後、テレビやラジオ、携帯電話等で災害情報を確認

〔避難所解錠基準に該当する場合〕

③町会の避難行動にあわせて、安全を確認しながら解錠用の鍵を持って担当避難所へ（自分が犠牲になるような行動はしない！）

④地震の場合は建物が損壊している恐れがあるため、複数の方でチェックリストに基づき建物外部を確認（P4「避難所施設安全チェックリスト」により確認してください）

⑤解錠用の鍵で体育館の入り口を解錠（地震の場合は複数の方で屋内の安全を確認してから避難者を屋内に誘導・P4「避難所施設安全チェックリスト」により確認してください）

危険性があると認められる場合は、避難所として使用できませんので、避難者を建物内に入れずに市に連絡をお願いします。

⑥避難者を屋内の避難スペースに誘導したあとに市に電話連絡し、解錠したことや避難者の状況を報告

※氏名、電話番号、解錠した避難所、およその避難者数、避難者の状況（負傷者等）
※「地域による避難所開設・運営マニュアル」に基づき避難者受入体制の準備へ移行します

避難所施設安全チェックリスト

- 目視により、該当する部分について、以下のような基準で、分かる範囲で記入する。
「○」…特に問題なく使用可能。 「△」…散乱物はあるが、建物全体の構造上問題なし。
「×」…倒壊、破損等があり危険。使用不能。
- 点検は、子どもの目の高さで見たり、薬品が漏れていないか、危険物がないかなどについてチェックする。

該当施設		区 分	チェック	確 認 事 項	
施設全体		外 観		傾斜、ゆがみ	
		柱		亀裂、破断、傾斜	
		壁		亀裂、ズレ、変形、剥落	
		屋 根		落下、破損	
施 設 内 (体育館、教室等)		天 井		亀裂、壁の落下、ゆがみ	
		床		凹凸の有無	
		照 明		破損、飛散の有無	
		窓ガラス		破損、飛散の有無	
廊 下		床		凹凸の有無	
		窓ガラス		破損、飛散の有無	
階 段		防火シャッター		通行できるか否か	
		非常階段		破損、倒壊の有無	
給湯・調理室		水 道		水道管の破損、水漏れ	
		ガ ス		元栓の損傷	
		電気器具		電線の切断、使用の可否	
		冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否	
		食器類		転倒、落下、使用の可否	
手洗い場、便所		水 道		水道管の破損、水漏れ	
		排 水		排水の状況	
		便 器		破損の有無	
グラウンド		体育固定施設		転倒、移動	
		遊具施設		亀裂、ゆがみ	
プ ー ル		プール本体		亀裂、破損	
		給配水管		水道管の破損、水漏れ	
判 定	使用の可否	使用可能	部分的に使用可能		使用不可
	コ メ ン ト				

6. 災害情報の入手について

テレビやラジオのほか、携帯電話やスマートフォンからも災害情報を入手できるよう、「ちば防災メール（千葉県防災危機管理部）」と「市原市情報配信メール（市原市役所広報広聴課）」の利用をお願いします。

〔携帯電話による災害情報提供サービス〕

名称	内容
<u>ちば防災メール</u>  QRコード	「ちば防災メール」で配信される情報 以下の情報を登録の際、必要に応じて選択できます。 ● 最初に対象エリアを選択することができ、全県を対象とするか、市町村を指定するか、どちらかを選択することができます。 1. 気象警報・注意報 指定エリアにおいて、下記から選択された「警報」または「注意報」が、新規発表または解除された場合に、配信されます。 また、選択した警報名（洪水は、除きます。）に応じた特別警報も配信されます。 ・警報・特別警報：大雨・洪水・暴風・波浪・高潮・暴風雪・大雪 ・注意報：大雨・洪水・雷・強風・波浪・高潮・大雪・風雪 2. 地震情報 指定のエリアにおいて、震度 3 以上の指定震度の地震情報が発表された場合に配信します。 3. 津波情報 千葉県内で、大津波警報・津波警報・津波注意報の情報が新規発表または解除された場合に配信されます。 4. 東海地震情報 東海地震に関する情報が発表された場合に配信します。 5. 土砂災害警戒情報 指定エリアにおいて、土砂災害警戒情報に関する情報が新規発表または解除された場合に配信されます。 6. 竜巻注意情報 竜巻注意情報が千葉県に発表された場合に配信されます。 解除報は発表されません。 7. 週間予報 毎週金曜日 16 時前後に週間天気予報を配信します。 ※ 配信情報の確認のため、アドレスを登録された方全員に、配信するようになっています。 ※「ちば防災メール」の詳細は下記サイトをご確認ください。 『 http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/ 』

市原市情報配信メール  QRコード	生活に密着した緊急性の高い情報などを携帯電話のメールでお知らせします。 メールを受け取るには、事前に登録を行う必要があります。登録サイトは以下のとおりです。 『 https://service.sugumail.com/ichihara/ 』
緊急速報メール エリアメール	各携帯電話会社が提供している、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報を、特定エリアの携帯電話に一斉にお知らせするサービスです。 申込み不要で、対応機種の携帯電話・スマートフォンをお持ちの方なら、どなたでも受信できます。

7. 鍵の管理について

〔貸与する鍵の管理について注意していただきたいこと〕

- 解錠協力町会は、貸与された鍵を複製してはいけません。
- 解錠協力町会は、貸与された鍵を善良な管理者の注意をもって鍵を適正に保管してください。

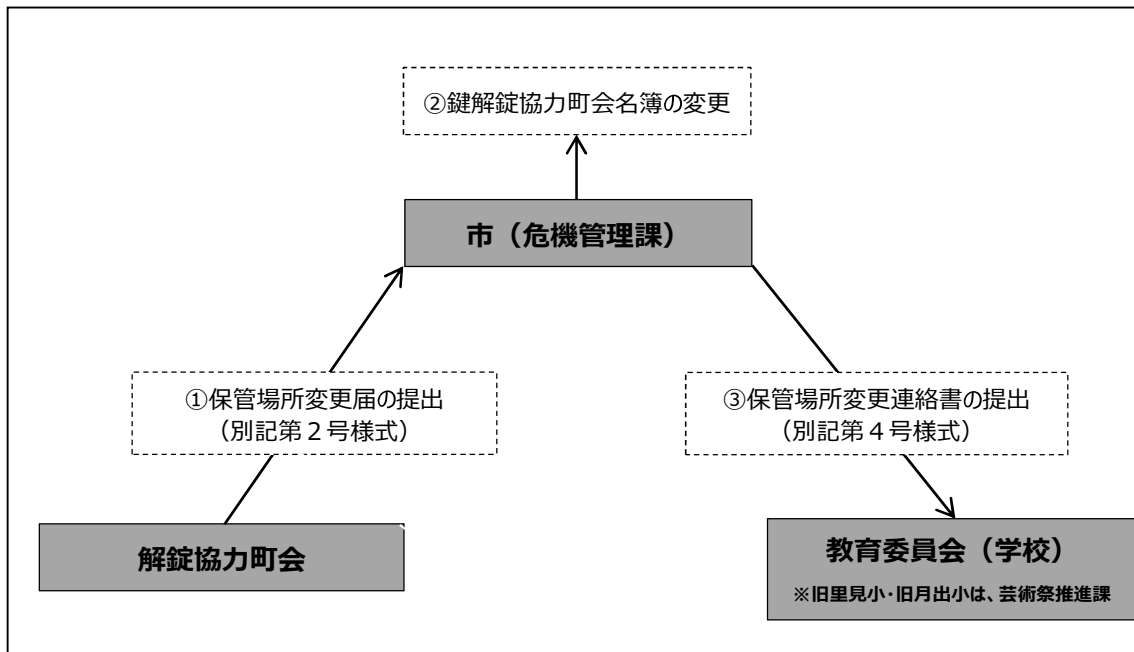
※解錠協力町会又は解錠協力町会が鍵を引き渡した者の故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、解錠協力町会がその損害を賠償することを覚書に定めていますので、鍵の適正な管理に努めてください。

- ・故意：一定の結果が起こることを認識し、その結果が起こることを認容していること。
- ・重過失：わずかな注意さえすれば、たやすく事故を予見することができるのに、漫然とこれを見逃したり著しく注意が欠けている状態であること。

8. こんな時は

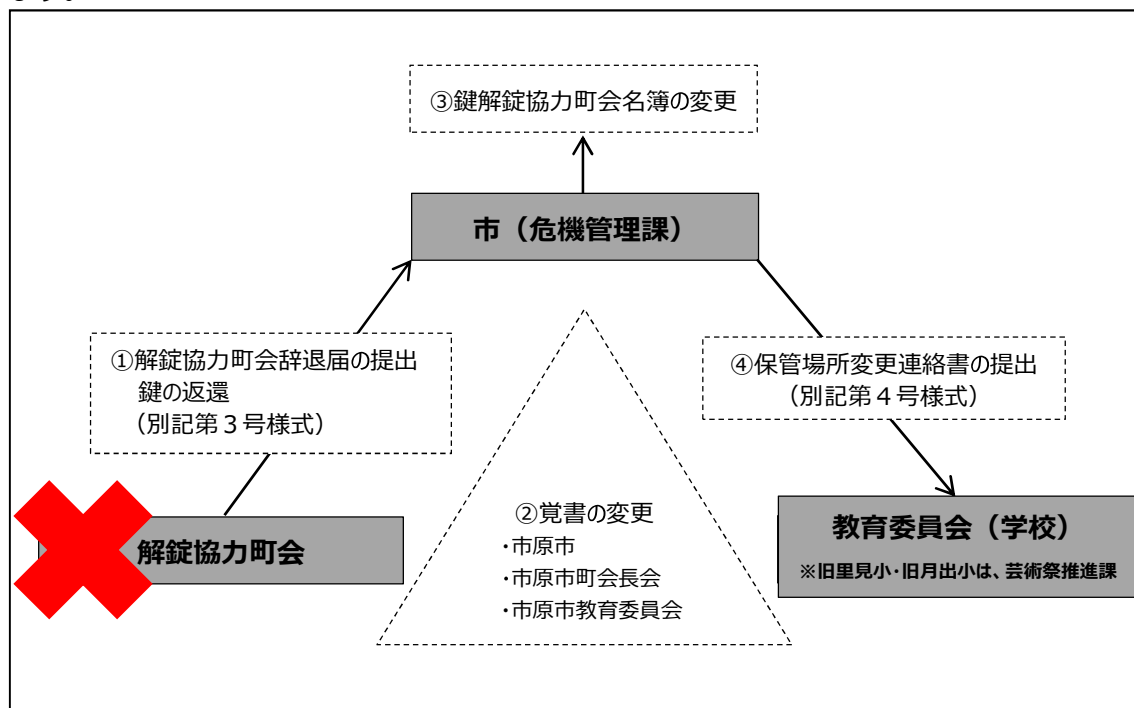
(1) 鍵の保管場所が変わった時

町会から市（危機管理課）に変更届（11ページ参照）を提出していただきます。



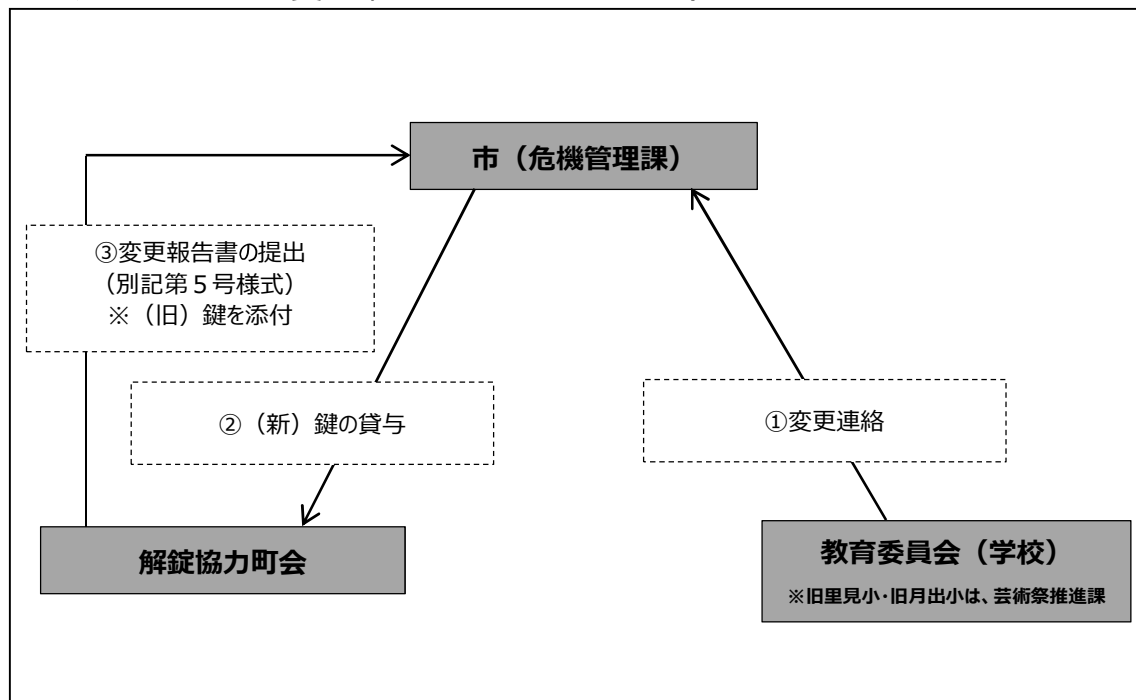
(2) 解錠協力町会を続けることができなくなった時

市（危機管理課）にその旨を申し出てください。町会から市（危機管理課）に解錠協力町会辞退届（12ページ参照）の提出と鍵の返還をしていただきます。その際は、市（危機管理課）から新たな解錠協力町会の選定を町会長連合会（地区会）へ依頼します。



(3) 解錠用の合鍵が変わった時

小中学校体育館の合鍵を変更した時は、市（危機管理課）から新しい鍵を貸与します。
町会から市に古い鍵と変更報告書（14ページ参照）を提出していただきます。



(4) 鍵を紛失した時

ただちに学校と市（危機管理課）に連絡してください。

- 学校の連絡先：別紙「解錠の基準」の「施設名・連絡先」に記載している電話番号
- 市の連絡先：別紙「解錠の基準」の「解錠用の鍵を紛失等した場合の市への連絡先」に記載している電話番号

9. 様式集

別記第 1 号様式

避難所の鍵の保管場所届出書兼個人情報の提供に関する同意確認書

平成 年 月 日

市 原 市 長 様

避難所の鍵の保管場所を定めましたので、次のとおり届け出ます。

届 出 者 記 入 欄	解錠を担当する 避難所の名称	
	町会の名称	
	代表者の氏名	㊞
	代表者の住所	
	代表者の電話番号	
避難所の鍵の 保管場所等 記入欄	鍵の保管場所	
	鍵の保管場所 の 住 所	
	避難所の鍵の 管 理 方 法	

※個人情報の提供に関する同意欄

【町会の代表者が記名及び押印してください。】

私は、この届出に記載した私の個人情報について、市原市が、解錠を担当する避難所の施設管理者等に提供するほか、解錠協力町会の名簿作成に使用することに同意します。 (町会の代表者) 氏 名 ㊞

【町会の代表者と異なる個人宅を鍵の保管場所とする場合は、保管場所となる個人宅の方も記名及び押印してください。】

私は、この届出に記載した私の個人情報について、市原市が、解錠を担当する避難所の施設管理者等に提供するほか、解錠協力町会の名簿作成に使用することに同意します。 (鍵の保管場所（個人宅）の方) 氏 名 ㊞
--

別記第 2 号様式

避難所の鍵の保管場所変更届出書兼個人情報の提供に関する同意確認書

平成 年 月 日

市 原 市 長 様

避難所の鍵の保管場所を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

届 出 者 記 入 欄	解錠を担当する 避難所の名称	
	町会の名称	
	代表者の氏名	㊞
	代表者の住所	
	代表者の電話番号	
今までの鍵の 保管場所 記 入 欄	鍵の保管場所	
	鍵の保管場所 の 住 所	
これから鍵の 保管場所等 記 入 欄	鍵の保管場所	
	鍵の保管場所 の 住 所	
	避難所の鍵の 管 理 方 法	
変 更 年 月 日		

※個人情報の提供に関する同意欄

【町会の代表者が記名及び押印してください。】

私は、この届出に記載した私の個人情報について、市原市が、解錠を担当する避難所の施設管理者等に提供するほか、解錠協力町会の名簿作成に使用することに同意します。 (町会の代表者) 氏 名 ㊞

【町会の代表者と異なる個人宅を新たな鍵の保管場所とする場合は、保管場所となる方も記名及び押印してください。】

私は、この届出に記載した私の個人情報について、市原市が、解錠を担当する避難所の施設管理者等に提供するほか、解錠協力町会の名簿作成に使用することに同意します。 (新たな鍵の保管場所（個人宅）の方) 氏 名 ㊞

別記第 3 号様式

解錠協力町会辞退届

平成 年 月 日

市 原 市 長 様

解錠協力町会を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

届 出 者 記 入 欄	解 錠 を 担 当 す る 避 難 所 の 名 称	
	町 会 の 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	⑩
	代 表 者 の 住 所	
	代表者の電話番号	

※鍵をこの報告書に添えて提出してください。

別記第 4 号様式

避難所の鍵の保管場所（変更）連絡書

平成 年 月 日

市原市教育委員会教育長/芸術祭推進課長 様

市原市長/危機管理課長

避難所の鍵の保管場所を（変更したので）、次のとおり連絡します。

避難所の名称	
--------	--

（新規）

町会の名称	
代表者の氏名	
代表者の住所	
代表者の電話番号	
鍵の保管場所	
鍵の保管場所 の住所	
避難所の鍵の 管理方法	

（変更）

町 会 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
代 表 者 の 住 所		
代 表 者 の 電 話 番 号		
今までの鍵の 保 管 場 所 記 入 欄	鍵 の 保 管 場 所	
	鍵 の 保 管 場 所 の 住 所	
これからの鍵の 保 管 場 所 等 記 入 欄	鍵 の 保 管 場 所	
	鍵 の 保 管 場 所 の 住 所	
	避 難 所 の 鍵 の 管 理 方 法	

※複数の保管場所を連絡する場合は一覧表を用いること。

別記第 5 号様式

避難所の鍵の変更報告書

平成 年 月 日

市 原 市 長 様

避難所の鍵の変更について、変更後の鍵を受領しましたので、変更前の鍵を添えて報告します。

届 出 者 記 入 欄	町 会 の 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	㊞
	代 表 者 の 住 所	
	代表者の電話番号	
変 更 後 の 鍵 受 領 印	解錠を担当する 避 難 所 の 名 称	
㊞	受 領 年 月 日	

※変更前の鍵をこの報告書に添えて提出してください。

別記第 6 号様式

避難所解錠協力町会名簿（避難所名： ）

番号	町 会 の 名 称	代表者の氏名	代表者の住所	代 表 者 の 連 絡 先	鍵の保管場所	鍵の保管場所 の 住 所	備 考

10. 参考資料

- ・避難所解錠基準
- ・避難所（小中学校体育館）の鍵解錠に関する覚書
- ・避難所（閉校施設体育館（經濟部所管））の鍵解錠に関する覚書

避難所解錠基準

施設名・ 連絡先	市原市立〇〇〇小学校 (住所 * * * * * 番地 電話 * * - * * * *)															
解錠基準	○休日や夜間に災害が発生した場合は、避難所に職員が速やかに参集できない場合も想定されます。 ○町会の避難行動にあわせて、安全を確認しながら下記の解錠基準に従い、担当避難所の解錠をお願いします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #002060; color: white; text-align: left; padding: 5px;">地震</th> </tr> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">市原市の震度が震度 5 弱以上のとき</td><td style="padding: 5px;"> 解錠をお願いします。 ※ただし、一時避難場所等への避難で安全確保できた場合は、この限りではありません。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">市原市の震度が震度 4 以下のとき</td><td style="padding: 5px;">解錠しません。(注)</td></tr> </table> (注) 震度 4 以下では基本的には解錠ませんが、家屋の倒壊、火災などが発生しており、避難を要すると判断される場合は、解錠をお願いします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #002060; color: white; text-align: left; padding: 5px;">風水害等（洪水・高潮・土砂・火山）</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">洪水・土砂</td><td style="width: 40%; padding: 5px;">当該地区に市から「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が発令された場合</td><td style="padding: 5px;"> 職員による解錠を基本とします。 ※市職員の参集が間に合わない場合は解錠をお願いします。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">高潮・火山</td><td colspan="2" style="padding: 5px;">解錠をお願いする場合は市から連絡しますので、確認する必要はありません。</td></tr> </table>	地震		市原市の震度が震度 5 弱以上のとき	解錠をお願いします。 ※ただし、一時避難場所等への避難で安全確保できた場合は、この限りではありません。	市原市の震度が震度 4 以下のとき	解錠しません。(注)	風水害等（洪水・高潮・土砂・火山）			洪水・土砂	当該地区に市から「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が発令された場合	職員による解錠を基本とします。 ※市職員の参集が間に合わない場合は解錠をお願いします。	高潮・火山	解錠をお願いする場合は市から連絡しますので、確認する必要はありません。	
地震																
市原市の震度が震度 5 弱以上のとき	解錠をお願いします。 ※ただし、一時避難場所等への避難で安全確保できた場合は、この限りではありません。															
市原市の震度が震度 4 以下のとき	解錠しません。(注)															
風水害等（洪水・高潮・土砂・火山）																
洪水・土砂	当該地区に市から「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が発令された場合	職員による解錠を基本とします。 ※市職員の参集が間に合わない場合は解錠をお願いします。														
高潮・火山	解錠をお願いする場合は市から連絡しますので、確認する必要はありません。															
避難所を解錠した場合の市への連絡先	○総務部危機管理課 23-9823 ○災害対策本部（災害の規模により設置されます） 【地震・津波】23-7311・【風水害等】23-9299															
解錠用の鍵を紛失等した場合の市への連絡先	○総務部危機管理課 23-9823															



避難所（小中学校体育館）の鍵解錠に関する覚書

市原市（以下「甲」という。）、市原市町会長連合会（以下「乙」という。）、及び市原市教育委員会（以下「丙」という。）は、甲が避難所として指定する丙の管理する小中学校及び閉校施設の体育館（以下「避難所」という。）の鍵の町会への貸与及び解錠に関する事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、地域住民による避難所の解錠について必要な事項を定めることにより、災害時において、地域が避難所を解錠するための体制を整備し、市と地域による避難所解錠の多重化を図り、避難を必要とする地域住民に対する円滑な初動体制を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「鍵」とは、避難所を解錠するための鍵であって、甲が町会に貸与するものをいう。

（解錠協力町会の指定）



第3条 乙は、避難所ごとに当該避難所を解錠する町会を選定し、甲は、その選定結果に基づき、避難所を解錠する町会（以下「解錠協力町会」という。）を指定する。

2 各避難所における解錠協力町会は別表のとおりとし、当該解錠協力町会が解錠する避難所を「担当避難所」という。

（鍵の貸与）

第4条 甲は、解錠協力町会に担当避難所の鍵を貸与する。

2 解錠協力町会は、貸与された鍵を複製してはならない。

3 解錠協力町会は、貸与された鍵を善良な管理者の注意をもって鍵を適正に保管し、鍵の保管場所を甲に届け出るものとする。

4 解錠協力町会は、やむを得ない事情により解錠協力町会の指定を辞退しようとするときは、甲に辞退について届け出るとともに、鍵を返還するものとする。この場合、解錠協力町会は、甲に鍵を返還するまでは、解錠協力町会として鍵の管理その他本覚書に基づく業務を行わなければならない。

（解錠協力町会の業務）



第5条 解錠協力町会は、甲が避難所を開設すべき災害が発生した場合に避難所の解錠を行うほか、次の各号の業務を、身の安全を確保しながら行うものとする。なお、この場合において、甲又は丙から指示がある場合には、解錠協力町会はこれに従わなければならない。

（1）避難所屋内への避難者の誘導

(2) 負傷者の確認と救急要請

(3) 甲との連絡調整

(鍵の使用等)

第6条 鍵は、甲が避難所を開設すべき災害が発生した場合に限り使用できるものとし、その他の場合は使用してはならない。

2 解錠協力町会は、鍵の管理の状況その他鍵に関する事情について、甲又は丙から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(担当避難所との連携)

第7条 解錠協力町会は、この覚書に基づく業務の円滑な実施のため、担当避難所の施設職員との連携に努めるものとする。

(鍵の変更)

第8条 丙は、鍵を変更しようとするときは、あらかじめ甲に連絡しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。この場合、丙は鍵の変更後すみやかに甲に連絡するものとする。

(損害賠償)

第9条 解錠協力町会は、この覚書に基づく業務に関し、解錠協力町会又は解錠協力町会が鍵を引き渡した者の故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償するものとする。

2 前項の場合に、甲又は丙が第三者から請求を受け、若しくは甲又は丙と第三者との間で紛争があった場合には、解錠協力町会は、甲又は丙との間で誠意をもって協議を行うとともに、解錠協力町会の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲又は丙が第三者に対し損害を賠償したとき又は費用負担をしたときは、解錠協力町会は甲又は丙に対して当該損害又は費用相当額を支払わなければならない。

3 第1項の場合を除き、この覚書に基づく業務に関し、解錠協力町会が第三者に損害を与えた場合、甲がその賠償の責を負うものとする。

(名簿の整備)

第10条 甲は、解錠協力町会の指定の内容を記載した名簿を整備するものとする。

(秘密の保持)

第11条 解錠協力町会及び丙は、この覚書による業務において知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。この覚書の効力が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、解錠協力町会及び丙は、この覚書による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについては、市原市個人情報保護条例（平成10年市原市条例第2号）を遵守しなければならない。

(鍵の返還)

第12条 解錠協力町会が鍵を適切に管理しない等この覚書に定める義務を怠った場合、甲は当該解錠協力町会に鍵の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙丙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記入押印のうえ、各一通を所持する。

平成29年7月27日

甲 市原市
市原市長

つ、ま 渡部



乙 市原市町会長連合会
会 長

馬海

打馬



丙 市原市教育委員会
教 育 長

前田周



別表

地 区	学 校	解錠協力町会
1. 姉崎地区	1. 姉崎小学校	駒ヶ崎町会
		本町町会
	2. 明神小学校	姉崎台町会
		山新町会
		山新南町町会
	3. 青葉台小学校	青葉台1丁目町会
		青葉台2丁目町会
	4. 姉崎中学校	砂子町会
		姉崎台町会
	5. 姉崎東中学校	青葉台6丁目町会
		青葉台7丁目町会
		ダイアパレス千葉青葉台町会
2. 市原地区	1. 八幡小学校	南町町会
	2. 石塚小学校	観音町町会
	3. 菊間小学校	大厩町会
		菊間第3・第4団地自治会
	4. 五所小学校	五所町会
		東五所町会
		西五所町会
		旭五所町会
	5. 若宮小学校	若宮団地連合自治会
	6. 白幡小学校	新山木住宅自治会
	7. 市原小学校	大宮町会
		郡本町会
	8. 市原中学校	能満町会
		山田橋町会
	9. 八幡中学校	南町町会
	10. 八幡東中学校	若宮団地連合自治会
	11. 菊間中学校	菊間町会
		菊間第5自治会
3. 五井地区	1. 五井小学校	波淵町会
		本仲町会
		五井境町会

地 区	学 校	解錠協力町会
3. 五井地区	1. 五井小学校	平田町会
	2. 若葉小学校	わかば苑自治会
		若葉自治会
	3. 白金小学校	白金町西町会
		君塚3丁目町会
		君塚4丁目町会
	4. 国府小学校	村上町会
	5. 京葉小学校	五井西町会
		岩崎町会
		玉前町会
		出津町会
	6. 東海小学校	廿五里町会
		下川原町会
		野毛町会
	7. 千種小学校	千種1・2丁目町会
		青柳台町会
		西青柳町会
	8. 五井中学校	グラディート五井町会
		下宿町会
	9. 若葉中学校	川岸上町町会
		元浜団地自治会
	10. 東海中学校	野毛町会
		今富町会
		十五沢町会
		柳原町会
	11. 千種中学校	千種1・2丁目町会
		青柳台町会
		西青柳町会
4. 国分寺地区	1. 国分寺台小学校	南国分寺台町会
	2. 国分寺台東小学校	国分寺台中央町会
		東国分寺台町会
	3. 国分寺台西小学校	西国分寺台自治会
		加茂町会
		国分寺台自治会

地 区	学 校	解錠協力町会
4. 国分寺地区	3. 国分寺台西小学校	加茂北町自治会
	4. 国分寺台中学校	南国分寺台町会
		惣社町会
	5. 国分寺台西中学校	共栄町会
		国分寺台花園町会
		祇園町会
		朝日ヶ丘町会
5. 三和地区	1. 海上小学校	宮原町会
		分目町会
	2. 市西小学校	有木町会
		小野山町会
		福増町会
	3. 養老小学校	松崎町会
		磯ヶ谷町会
		土宇町会
	4. 光風台小学校	光風台坂上町会
		百合ヶ丘町会
		光風台4丁目南町会
	5. 三和中学校	磯ヶ谷町会
		山田町会
		中谷原町会
	6. 双葉中学校	光風台1丁目東町会
		光風台2丁目中央町会
		高坂町会
6. 市津地区	1. 湿津小学校	犬成町会
		喜多中央町会
		喜多南町会
	2. 市東第一小学校	高田町会
		中野町会
		瀬又町会
		押沼町会
		番場町会
	3. 旧市東第二小学校	金剛地町会
		奈良町会

地 区	学 校	解錠協力町会
6. 市津地区	3. 旧市東第二小学校	高倉町会
	4. 湿津中学校	喜多町会
		喜多の原町会
	5. 市東中学校	古都辺町会
		東国吉町会
		高倉町会
7. 辰巳台地区	1. 辰巳台西小学校	西5丁目第1町会
		辰巳台ウッドランド町会
	2. 辰巳台東小学校	東3丁目第4町会
		カステル町会
	3. 辰巳台中学校	東1丁目第1町会
		東2丁目第4町会
8. 南総地区	1. 戸田小学校	馬立さかえ自治会
		下区町会
		並塚町会
	2. 寺谷小学校	南岩崎町会
		寺谷町会
	3. 牛久小学校	皆吉町会
		わかば台自治会
		牛久第4町会
	4. 内田小学校	島田町会
		宿町会
	5. 鶴舞小学校	鶴舞町会
	6. 旧平三小学校	根古屋町会
	7. 南総中学校	安久谷町会
		江子田町会
9. 加茂地区	1. 加茂学園	平野町会
		大戸町会
		飯給町会
	2. 旧高滝小学校	養老町会
		高滝町会
		大和田町会
	3. 旧富山小学校	上古敷谷町会
		下古敷谷町会

地 区	学 校	解錠協力町会
9. 加茂地区	4. 旧白鳥小学校	大久保町会
		国本町会
10. 有秋地区	1. 有秋東小学校	不入斗町会
		いちはら緑園都市町会
	2. 有秋西小学校	こぼり町会
		イーストステージ有秋台自治会
		会
	3. 有秋南小学校	桜台自治会
		椎の木台自治会
		深城町会
	4. 有秋中学校	永藤町会
		山谷町会
		迎田町会
11. ちはら台地区	1. 水の江小学校	ちはら台地区自治会連合会
		ちはら台水の江自治会
	2. 清水谷小学校	ちはら台地区自治会連合会
		ちはら台水無月自治会
	3. 牧園小学校	ちはら台地区自治会連合会
		ちはら台南牧園自治会
	4. ちはら台桜小学校	ちはら台地区自治会連合会
		みかげ台自治会
		ちはら台乙月自治会
		ちはら台霜月自治会
		ちはら台かずさの杜自治会
		スマートコモンシティちはら台自治会
		台自治会
	5. ちはら台南中学校	ちはら台地区自治会連合会
		ちはら台南6丁目自治会
	6. ちはら台西中学校	ちはら台地区自治会連合会
		ちはら台大岬自治会



避難所（閉校施設体育館（経済部所管））の鍵解錠に関する覚書

市原市（以下「甲」という。）と市原市町会長連合会（以下「乙」という。）は、甲が避難所として指定する経済部の管理する閉校施設の体育館（以下「避難所」という。）の鍵の町会への貸与及び解錠に関する事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、地域住民による避難所の解錠について必要な事項を定めることにより、災害時において、地域が避難所を解錠するための体制を整備し、市と地域による避難所解錠の多重化を図り、避難を必要とする地域住民に対する円滑な初動体制を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「鍵」とは、避難所を解錠するための鍵であって、甲が町会に貸与するものをいう。

（解錠協力町会の指定）

第3条 乙は、避難所ごとに当該避難所を解錠する町会を選定し、甲は、その選定結果に基づき、避難所を解錠する町会（以下「解錠協力町会」という。）を指定する。

2 各避難所における解錠協力町会は別表のとおりとし、当該解錠協力町会が解錠する避難所を「担当避難所」という。

（鍵の貸与）

第4条 甲は、解錠協力町会に担当避難所の鍵を貸与する。

2 解錠協力町会は、貸与された鍵を複製してはならない。

3 解錠協力町会は、貸与された鍵を善良な管理者の注意をもって鍵を適正に保管し、鍵の保管場所を甲に届け出るものとする。

4 解錠協力町会は、やむを得ない事情により解錠協力町会の指定を辞退しようとするときは、甲に辞退について届け出るとともに、鍵を返還するものとする。この場合、解錠協力町会は、甲に鍵を返還するまでは、解錠協力町会として鍵の管理その他本覚書に基づく業務を行わなければならない。

（解錠協力町会の業務）

第5条 解錠協力町会は、甲が避難所を開設すべき災害が発生した場合に避難所の解錠を行うほか、次の各号の業務を、身の安全を確保しながら行うものとする。なお、この場合において、甲から指示がある場合には、解錠協力町会はこれに従わなければならない。

（1）避難所屋内への避難者の誘導

(2) 負傷者の確認と救急要請

(3) 甲との連絡調整

(鍵の使用等)

第6条 鍵は、甲が避難所を開設すべき災害が発生した場合に限り使用できるものとし、その他の場合は使用してはならない。

2 解錠協力町会は、鍵の管理の状況その他鍵に関する事情について、甲から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(担当避難所との連携)

第7条 解錠協力町会は、この覚書に基づく業務の円滑な実施のため、担当避難所の施設職員との連携に努めるものとする。

(損害賠償)

第8条 解錠協力町会は、この覚書に基づく業務に関し、解錠協力町会又は解錠協力町会が鍵を引き渡した者の故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償するものとする。

2 前項の場合に、甲が第三者から請求を受け、若しくは甲と第三者との間で紛争があった場合には、解錠協力町会は、甲との間で誠意をもって協議を行うとともに、解錠協力町会の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲が第三者に対し損害を賠償したとき又は費用負担をしたときは、解錠協力町会は甲に対して当該損害又は費用相当額を支払わなければならない。

3 第1項の場合を除き、この覚書に基づく業務に関し、解錠協力町会が第三者に損害を与えた場合、甲がその賠償の責を負うものとする。

(名簿の整備)

第9条 甲は、解錠協力町会の指定の内容を記載した名簿を整備するものとする。

(秘密の保持)

第10条 解錠協力町会は、この覚書による業務において知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。この覚書の効力が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、解錠協力町会及び丙は、この覚書による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについては、市原市個人情報保護条例（平成10年市原市条例第2号）を遵守しなければならない。

(鍵の返還)

第11条 解錠協力町会が鍵を適切に管理しない等この覚書に定める義務を怠った場合、甲は当該解錠協力町会に鍵の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項に

については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記入押印のうえ、各一通を所持する。

平成29年7月27日

甲 市原市
市原市長

市原市長印
市原市長

乙 市原市町会長連合会
会 長

市原市町会長連合会印
市原市町会長連合会

別表

地 区	学 校	解錠協力町会
1. 加茂地区	1. 旧里見小学校	徳氏町会
		飯給町会
		柿木台町会
	2. 旧月出小学校	月出町会

避難所解錠手段の多重化事業の手引き

平成 29 年 7 月

市原市総務部危機管理課

電話：0436-23-9823（危機管理課直通）

E-mail：kikikanri@city.ichihara.lg.jp